

評議員会特別決議の際の 2/3 以上の考え方について

今回の定時評議員会にて定款変更の決議を行う予定ですが、2/3 以上の賛成が必要であり、その考え方について質問させていただきます。

当財団は、評議員数 17 名で今回出席予定の評議員が 12 名となっています。

この場合、①17 名の評議員の 2/3 以上と考えれば、12 名の賛成を得れば決議可能かと考えますが、議決に加わることが出来ない議長を除いた場合、全員の賛成を得たとしても 11 名の賛成となり、2/3 以上を満たしません。

考え方として、②議決に加わることが出来ない議長 1 名を除いた評議員 16 名の 2/3 以上 (11 名) の賛成を得れば決議可能であるのか。

③評議員の過半数以上の出席をもって、出席者の 2/3 以上の賛成で決議可能であるのかについて教えてください。

法人法 189 条を読む限り、②の考え方が適しているかと思いますが、ご教授頂ければ幸いです。

ご理解のとおり評議員現在数の 2/3 以上の賛成が必要です。

ただし、「議長は 議決に加わることが出来ない」とされている点を誤解しておられます。議事運営の原則から、議長は議案に対し最初から自らの意見を述べることはできませんが、議長も評議員ですから自らの議決権を行使できます。このとき議長は自らの議決権を最終段階で行使することとし、そこまでは行使を留保することとなります。このことは、FAQ問 I-3-⑪6理事会のところで「理事会の決議の方法」に関連して説明されています。

したがって、「17 名の評議員の 2/3 以上の 12 名の賛成を得れば決議可能です。この 12 名の賛成数の中には議長の賛成も含まれます」ということとなります。

蛇足ですが、業務執行の決定権をもたない評議員について「議決に加わることが出来ない」状況を想定するのはなかなか困難なところです。定款の変更についてはまずあり得ない状況かと思われます。

評議員から理事へ

本年度の決算に係る定時評議員会の終了をもって理事・監事が任期満了となります(評議員はあと2年任期が残っています)。

退任される理事の後任について現役員の推薦団体と協議中なのですが、現在評議員の評議員1名を理事として推薦したいとのことでした。

当然兼務はできないのでどこかの時点で評議員を辞任していただき理事候補者として評議員会の決議を経る必要があるとおもうのですが、どのタイミングで辞任いただくのがよいのかお教えいただけますでしょうか。

可能であれば登記手続や主管課への報告を1度で済ませてしまいたいので「評議員会での理事選任決議」を条件として辞任届と就任承諾書を頂こうかと思う反面、辞任していない評議員を候補者名簿に記載してよいのかという不安があります。

また登記についても評議員を辞めた当日に理事に就任という格好になるのでその点、法務局で受理されるかどうか疑問に思っております。

なお法律的な不備が無い限り役員人事については議案の通り決議される見込みです。

評議員会終結の時をもって評議員を辞任する旨の辞任届を徴し、評議員会ではその旨の報告があり、その後、理事選出議案に移り、その人を理事に選任するという手続きでよいと思います。

登記上も、同日付の評議員辞任、理事の選任が受け付けられると思います。